

『中央新幹線建設工事（静岡工区）の自然環境の
保全等に向けた取組み』に対する意見書

令和3年3月12日

静岡県中央新幹線環境保全連絡会議
生物多様性部会専門部会

はじめに

これまで、県は、環境影響評価の手続きの一環として、J R 東海との対話を進めてきており、令和元年9月30日に『中央新幹線建設工事における大井川水系の水資源の確保及び自然環境の保全等に関する引き続き対話を要する事項』を提出した。

大井川水系の水資源の確保については、令和2年4月以降、国土交通省有識者会議において「トンネル掘削に伴う大井川中下流域の地下水への影響」及び「トンネル湧水の全量の大井川表流水への戻し方」等に関する議論が進められている。

第4回国土交通省有識者会議では、J R 東海から、平成26年8月提出の環境影響評価書には記載のなかった、トンネル掘削20年後に最大で380m地下水位が低下するとの新たな予測が示された。このことは、南アルプスの生物多様性に与える影響として、新たな懸念を生じさせるものであった。

その後、J R 東海から、生物多様性部会専門部会委員との対話を踏まえた『中央新幹線建設工事（静岡工区）の自然環境の保全等に向けた取組み』が提出されたことから、令和2年12月25日、令和3年2月8日に専門部会を開催した。

提出された『取組み』の資料は、それまでのパワーポイントによる断片的なものから、文章形式による論理的な説明のものとなった。また、事業による影響予測に不確実性が存在することを認め、委員から提案を受けた水生生物等の各種調査に既に着手している点についても改善が見られた。

しかし、環境保全等に向けたJ R 東海の基本的な考え方は、環境保全の方法を十分考慮した調査計画となっていないこと、また、代償措置を基本に考えており、工事による影響を回避・低減するための保全方法を具体的に検討する姿勢が見られないとの指摘もあった。

については、これらの内容を含め、2回の専門部会における各委員等の意見を以下のとおりまとめたので、J R 東海には、これら意見を『中央新幹線建設工事（静岡工区）の自然環境の保全等に向けた取組み』へ反映することを求める。

注) J R 東海が提出した資料に対する意見であり、意見がない項目は欠番としている。

1 南アルプス地域の環境保全等に対する J R 東海の基本的考え

(3) 環境保全等に向けた J R 東海の基本的な考え方

- ・まず始めに環境保全の方法を考え、その後に達成するための調査計画を立て、調査を実施するのが本来である。モニタリング調査を実施しても、その結果が対応に活かされておらず、記載では代償措置しかやらないことになっている。影響が最小限となるような保全の方法をケースバイケースで想定し考えていただきたい。
- ・リニア工事に伴い南アルプスの保全がしっかりできるかが、ユネスコエコパークとして引き続き認められるかのポイントである。2年後の見直しに向けて、具体的な対策を進めていただきたい。
- ・「特異な状況が考えられる場合には、専門家等に相談し、代償措置を行う」「事前の代償措置を考える」と明記されたことは進展したが、事前の代償措置が間に合わない場合は、事前では意味がなく、事後を含めて代償措置を検討していただきたい。
- ・環境影響評価の時は、問題点を指摘しても、他に生息場所があり影響がないという回答に終始していたが、不確実性があるということを確認したことから、自然に対する考え方が少し変わってきたと考えられる。

3 工事に伴う自然環境への影響と対応

- ・国の有識者会議で示された水循環への影響に関するリスクマップと同様に、生物多様性についても作成していただきたい。

(1) 工事により一般的に想定される影響

- ・資料には、「水量が少なくなる沢においては流量の減少や枯渇が生じ、動植物の生息・生育環境が著しく変化したり、消失したりする可能性があります。」とある。動植物の環境影響評価書では「影響の程度は小さく、重要な魚類の生息環境は保全されると予測される」とあるが、この認識の変化について説明を求めたい。

(2) 静岡工区における基本的な対応（自然環境への影響の回避又は低減）

- ・河川や沢の流量の減少、地下水位の低下へ対処するためには、どのようなリスクがあるのかをまず把握・整理し、それをどのように管理していくかのリスクの管

理システムの構築が必要である。例えば、沢の流量がどの程度減ったら工事を止めるのかなど、閾値を予め決めておかなければそれを判断することができない。

- ・工事着手前の生態系の現況を示すデータは、本来、年、月、日で相当変動するものであり、工事中、工事後のモニタリングのデータも変動する。変動する両者のデータをどのように比較することによって工事の影響を特定・把握していくのかという考え方を明確にする必要がある。
- ・自然環境についての保全には「回避」、「低減」、「代償措置」があるが、生態系に関してはこのほかに「修復」がある。生態系が傷んだらどう回復させるかを考えていただきたい。
- ・動物については、「代償措置を検討・実施」と書かれているだけで非常にあいまいであり、具体的な措置を考えていただきたい。「事前の代償」も同様である。
- ・「地上部分の改変を行う箇所において、環境保全措置を実施する」と記載しているが、トンネル部分に関しては、環境影響評価を実施するとは書いていない。これがJR東海の静岡工区における基本的な対応というように読むことができる。環境保全措置に関する基本的な考え方を説明いただきたい。
- ・今回の工事は生物多様性を守る新たな試みになる。JR東海の調査ではこれまで見落としてきている生物を調査する機会を持ちたいという研究者がいれば協力していただきたい。
- ・重要種だけでなく普通種も含めた全体のモニタリングを途中経過でも良いので報告し、問題がないか審査する場所が必要と考えられる。

(4) リスクに対する対処

- ・ある事象が発生し流量が減少した場合は、どういう対処をとるのか。基本的には工事を止めてそれが収束することの確認や影響の評価を行うものと考えられる。現状に戻るまで待つなども含め、どういう対応をするのか説明を願う。
- ・自然環境保全協定を県と結び、問題が発生した場合はできるだけ速やかに報告する、専門家が必要な場合には対応するという対処システムの明確化を願う。

4 南アルプスの地域特性を踏まえた具体的な取組み

(2) 河川放流前の水質等の管理

1) トンネル湧水等の水質等管理

- ・図を見る限りでは、トンネル湧水に重金属が含まれていた場合であっても、重金属について、処理されずに放流されることになると考えられる。また、藤島沢のような重金属が含まれる発生土置き場からの流出水はどうか説明を願う。
- ・溶存酸素量の管理について、決められた環境基準値ではなく、現地の水質で問題ないかの基準で考えていただきたい。
- ・水量だけでなく、水温も重要である。冬季に暖かなトンネル湧水を河川に戻すと河川との温度差が大きくなるので、生物にどのような影響がどの程度生じる可能性があるのか説明を求めたい。変化を予測した上で、仕組みを作っておくべきと考えられる。

2) 発生土置き場からの排水の水質管理

- ・発生土置き場となる燕沢では、台風 19 号で大量の土砂が流出して流れが変わったが、ドロノキ群落があったところだけは残り、その後流れは再び元に戻った。大井川水系のほとんどの扇状地はその連続であり、上千枚沢も同様の現象が起こり得る。土木工事の経験を生かして発生土置き場の安定を考えていただきたい。
- ・重金属で汚染された発生土を運び出すのではなく、その場で処理するオンサイトシステムにより処理していただきたい、と過去に提案している。対策土が少なくなれば、発生土置き場に関する懸念も小さくなると考えられる。

3) 生活排水の水質管理

- ・災害等により停電が発生することが想定される中で、作業員宿舎等からの排水に問題が出ることをないようにしていただきたい。マニュアル化し、全て想定内とするよう対応していただきたい。

(3) 河川や沢における水質や流量の測定計画

1) 排水放流先河川における水質等の測定

- ・河川や排水の水質の測定について、計器による常時計測をする説明となっているが、濁度を常時計測するとセンサーの先端が汚れるため精度を保つのが難しいと思われる。測定によって、信頼できる値が得られるのか説明を願う。

(4) 水生生物の調査

- ・重要な種のヤマトイワナと外来のニッコウイワナをまとめて「イワナ類」と表記している。固有のヤマトイワナを残すべきという立場で進めているのであれば、

ヤマトイワナかどうかの検証は重要と考えられる。

(5) イワナ類を中心とした食物連鎖図の作成と評価

- ・イワナを中心とする食物連鎖図は、個体ごとに摂食内容が異なるところから、多数の個体の調査結果を反映しないと偏りが大きく、実態を表しているものとならないと考えられる。

(6) 河畔林の復元、発生土置き場の緑化計画

- ・市街地で苗木を育成する場合、本来、現地にいないような生物を持ち込んでしまう可能性が高いと考えられる。この点に注意が必要である。
- ・緑化計画については、市民、県民の環境教育の場にもなるよう計画していただきたい。

5 地下水位（計算上）予測値と生態系への影響

- ・地下水位の予測精度について、説明を願う。

(2) 地下水位低下と植生への影響について

- ・表層水は地下水位の変動と連動する可能性もあることを認識して対応を考えていただきたい。地下水と表層水との関係は科学的に説明できるようにしていただきたい。

6 代償措置

- ・代償措置についての記載が受身であり、事業者としての責務を果たしていないと捉えられかねない。流域の住民、地域の経済、生活全体で考えて、登山者やツーリズムの観点からそれを南アルプスの保全に位置づけたビジョンを積極的、主体的に示していただきたい。

7 環境管理に関する体制及びデータの報告・公表

(1) 環境管理に関する体制

- ・得られた調査データはどのような流れで共有され、必要な意見聴取や判断がされるのか説明を願う。調査データの取得・評価から対応・実施までに時間がかかるとは対応として意味がなくなってしまう可能性もある。迅速な対応がとれるよう、時間軸を考えた体制を考えていただきたい。